

公共下水道の供用及び処理開始について

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和7年3月17日から2週間、船橋市下水道部下水道河川管理課において、一般の縦覧に供する。

ただし、土曜、日曜、祝休日を除く。

令和7年3月17日

公共下水道管理者	船 橋 市
代 表 者	船 橋 市 長 松 戸 徹

1. 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和7年3月31日

2. 供用及び下水の処理を開始する区域

三山一丁目28番の一部

三山五丁目40番の一部

3. 下水の処理を開始する当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位 置 習志野市芝園三丁目3番1号

名 称 習志野市津田沼浄化センター

4. 排除方法

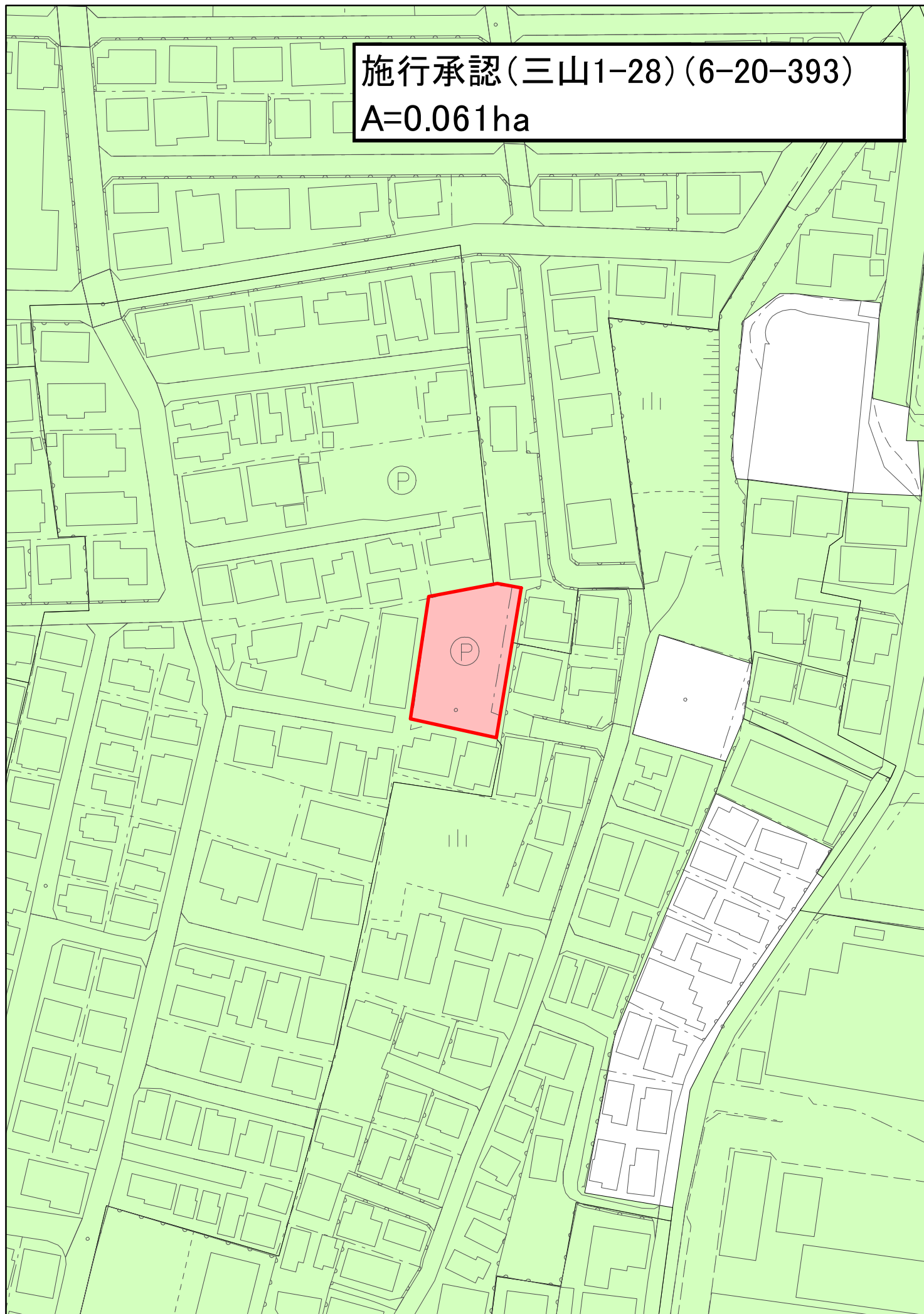
合 流 式

R7.3.31
処理開始予定地域
津田沼処理区(合流)

凡例
今回告示区域



施行承認(三山1-28)(6-20-393)
A=0.061ha



施行承認(三山5-40)(6-7-115)
A=0.032ha

